

自主防災マニュアル作成要領

1. 作成年度 令和2年度中

- ・ マニュアル案を参考にいただき、各町内会・自治会の特性を考慮して作成願います。
- ・ 必ずしもマニュアル案どおりに作成していただく必要はありません。
- ・ 全部作成することが困難な場合は、優先順位をつけてできるところから取り組んでいただいても結構です。

2. 進め方と注意点

【進め方】

- ① 町内会、自治会の役員会・組長会議などで進め方を協議
- ② マニュアル案の作成
- ③ マニュアル案のまとめ
- ④ 総会などで案の協議、決定
- ⑤ 出来上がったマニュアルを全戸配布で周知する。

【注意点】

平成29年5月30日個人情報保護法の改正により、町内会・自治会においても個人情報を取り扱う際のルールが義務づけられることになりましたので、マニュアルの町内緊急連絡網等の作成や管理において、個人の情報につきましては、十分注意し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

(全戸配布したマニュアルを1部、市にも送付をお願いします。その際、個人情報等が記載されている場合は削除していただいても結構です。)

3. その他

ご相談やお問い合わせは、危機管理室までご遠慮なくお申し出ください。

既にマニュアルを作成されている町内会・自治会においては、定期的なマニュアルの見直しをお願いします。